

文教厚生委員会会議録

- 1 期 日 令和2年12月4日(金)
- 2 会 場 第1委員会室
- 3 開会時刻 午前10時17分
(休憩: 11時28分~11時34分)
- 4 閉会時刻 午後0時25分
- 5 出席者 委員長 窪野愛子 副委員長 寺田幸弘
委員 草賀章吉 委員 松本均
" 勝川志保子 " 富田まゆみ
" 藤原正光
- 当局側出席者 健康福祉部長、こども希望部長、教育部長、
健康福祉部付参与、所管課長
- 事務局出席者 議事調査係 竹原俊輔

6 審査事項

- ・議案第122号 令和2年度掛川市一般会計補正予算(第9号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第3款 民生費
第4款 衛生費(第1項)
第10款 教育費(第5項2目のうち所管外部分を除く、
第6項1目・2目を除く)
- ・議案第123号 令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- ・議案第124号 令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について
- ・議案第125号 令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- ・議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市ききょう荘)
- ・議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市老人福祉センター)
- ・議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市ききょう荘)

- 7 協議事項 ・閉会中継続調査申し出事項について 4項目
- 8 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和2年12月4日

市議会議長 大石 勇 様

文教厚生委員長 窪野愛子

8 会議の概要

令和 2年12月 4日（金）午前10時17分から、第 1委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 付託案件審査

①議案第 1 2 2 号 令和 2年度掛川市一般会計補正予算（第 9 号）について

第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第 3 款 民生費
第 4 款 衛生費（第 1 項）

第10款 教育費（第 5 項 2 目のうち所管外部分を除く、第 6 項 1 目・2 目を除く）

人件費について（一括説明）

〔健康福祉部長、説明 10:20 ～ 10:22〕

〔質疑 なし 〕

○窪野愛子委員長

担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

第 4 款 衛生費

〔健康医療課、説明 10:23 ～ 10:29〕

〔質疑 10:29 ～ 10:43〕

○窪野愛子委員長

担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○勝川志保子委員

どんどん状況が変わっていて、今は感染拡大が心配な状況になっている。PCRの検査場も、今日、木、二日間という、この補正を通すことでなんとかなるのか。そこのところが不安です。市民も不安だと思う。都会の方だと、検査に繋がらない状態。検査待ち、入院待ちがどんどん起きてしまっている状態が起きていて、この金額で大丈夫なのか。今週の現状はどうなのかを教えてください。

●大竹健康福祉部付参与兼健康医療課長

昨日、検査がありまして、昨日の実績が 5 件でした。内容は、掛川市が 4 件、菊川市が 1 件でした。一番多かったのが、7 月 30 日が 12 件でした。それ以降はだいたい、10 件以下ということです。その次に多かったのが、11 月 26 日。静岡県内も感染蔓延期と言われた時期の頃が、10 件です。医師会にも、このことは御報告をさせていただいている。御協議もさせていただいています。毎月の理事会の中で、今後はどうだろうか、どうしたらいいだろうかということも御協議いただいております。今最高が 12 件でしたけれども、1 日 15 件くらいまでは大丈夫じゃないかということ考えていらっしゃるようです。これからさらに増えてくるという状況になれば、もう 1 日増やすということも検討しなければいけないかということもおっしゃっていましたので。医師会と情報を密にやりとりしながら対応していきたいと思っております。

○勝川志保子委員

もう 1点。PCR検査の部分。一番心配なのが年末年始の部分になります。年末年始についても、休日診療と重ねるような感じで、休日診療からPCR検査に繋ぐ、そのラインが確保されている形ですか。それとも、そこは、お医者さんからということになって、PCR検査に繋がらないのか。

●大竹健康福祉部付参与兼健康医療課長

12月の最後の検査が12月27日の日曜日となります。1月の最初の検査が7日となりますので、通常であれば、その間に2回検査を実施することができるのですが、検体採取センターでは、検体を採取するという事はやっていますが、それを検査機に入れて、それが陽性なのか、陰性なのかという検査はそこでは実施できないものですから。それを検査してくれるところへ委託しております。委託先が年末年始は休業ということになりますので、そこは検査が必要になった方が出た場合は、県の方の相談センターに繋がせていただきまして、そこから、年末年始に実施している医療機関に繋ぐということになります。

○藤原正光委員

PCR検査センターの運営を来年の3月まで延長していただけるということで、ありがたいと思うのですが。今、検査を受けたがらないという人が増えてきているという問題が起こっているという中で、それに対する対策はされるのですか。

●大竹健康福祉部付参与兼健康医療課長

積極的に、御心配な方は受けてくださらないと、周りに蔓延していってしまうこととなりますので、心配な方は早めにかかりつけ医に御相談いただいて、検査を受けて欲しいという周知はこれからも重ねていく予定です。

○勝川志保子委員

ごめんなさい。聞き逃しているかもしれません。急患診療所運営事業費の中のPCR検査の部分。国や県から出ている部分、PCR検査場運営費の610万6千円増額になっている。2,195万7千円の国県支出金の部分。補正額の中の国県支出金、これがPCR検査のどこに入っているのか。お金の流れが知りたいのですが。

●渡辺健康医療課地域医療推進室長

国県からの金額についてですが、補正分ということではなく、既決予算を含めた金額で国県から来るということになります。基本的には、県から委託を受けて、PCR検査センターを開設していますので、それに係る経費は概ね見てくれるということになります。その中で、診療報酬ということで、患者さんや健康保険から入ってくる金額については、経費から差し引き、加えて、備品等については、県の補助金対象になりますので、その分も経費から差し引き、残りが委託金という形で、県が見てくれるということになります。ただ一部対象にならない部分もありますので、それについては三市で負担ということになります。以上です。

○草賀章吉委員

歳入のところでね。先ほど、急患診療所の使用料のところで、660万円という話がありましたのですが。その数字はいつからいつまでのどういう数字ですか。

●大竹健康福祉部付参与兼健康医療課長

今年度6月4日から始まりましたところから、来年の3月末までということになります。今の実績を申し上げますと、12月3日、昨日までの実績が214件になります。そこから、まだ増えそうだとということで少し、多めにしております。

○草賀章吉委員

それで、単価というのは割ればいいんだろうけど、使用料だから。この使用料というのは、PCR検査の本人へ請求がいくということか。665件の収入は、誰からどういう形になるのか。

○渡辺健康医療課地域医療推進室長

それは、診療報酬になります。保険診療となりますので、三割の負担の方でしたら、患者

さん自身が三割、健康保険で七割。自己負担が一割の方であれば一割。通常の保険診療と同じ形になります。

○草賀章吉委員

この使用料というのは、全額入っているわけでしょう。

●大竹健康福祉部付参与兼健康医療課長

診療報酬というのは、初診料等、鼻ぬぐいで検査をするための料金になりますので、その三割ということで、その三割の方だと1,780円。お子さんだと500円ということになってきます。ただ、キットとか検査機関での検査など根本のものは、公費での負担になりますので、そこは患者さんの負担はなしということになります。そこは、県から検査キットが支給されたりとかということになりますので、そこは市でも負担するということはない。

○松本均委員

確認をさせてください。4款 1項 2目母子保健事業費の説明2の母子保健推進費。これはどこが担当課ですか。これは、270万円のマイナスになっていますけれども、これは健康相談とか訪問の事業ですよ。これは、毎年千件近くあると思うんですけども、300万円近いマイナスについて教えてもらいたいんですけども。

●中山健康医療課母子保健係長

母子保健係中山です。お願いします。ここは、助産師の給与にあたる部分です。雇用の形態が変わったため、今回、健康相談家庭訪問事業の職員手当が減額となりました。

○松本均委員

やはり、コロナの時期に、虐待があったり、家庭の問題が非常に多いと。相談件数も毎回千件以上。多かったですので、そういった事業は継続されている。そういうことでいいですか。

●中山健康医療課母子保健係長

健康相談家庭訪問事業については、従来通り継続をしています。正規職員、雇い上げの保健師、助産師で対応をしています。ご心配いただいた相談・訪問は、従来通り、そして従来よりも手厚く対応させていただいている現状です。

○草賀章吉委員

年末年始の休みの期間は急患診療所はやっていますよね。そのときに、医者がPCR検査をした方がいいとなった場合、どこで検体検査しますか。

●大竹健康福祉部付参与兼健康医療課長

発熱外来ということで県内の各地域で、発熱外来をする診療所が少しずつ増えてきています。これが公表はされていません。やはり、そこに集中されても困るので。そこに行くためには、西部保健所に相談センターがありますので、そこに連絡をしていただくと、あなたはここに行ってくださいということで、紹介をしてくれますので、そこに行って検査することになります。おそらく市内にも袋井市にも磐田市にも菊川市にもあると思いますので、ご自宅から近いところを紹介いただいて、そこで検査することになります。先ほど、急患診療所で検査をしたかどうかという話がありましたけれども、そこでやっても、それを陽性か陰性か判断する検査センターに持ち込めないものですから、それができるところでやっていたくしかないです。

○富田まゆみ委員

保健所に連絡してということですが、年末年始に保健所が対応してくれますか。

●大竹健康福祉部付参与兼健康医療課長

ホームページ等で、市民にお知らせできるようにしています。季節外来、季節センターと呼んでいたところが名称が変わって、地域の相談センターとなりました。そこも周知するために皆さまにはご案内を出しています。

○窪野愛子委員長
質疑を終了します。

第3款 民生費

〔福祉課、説明 10:43 ～ 10:49〕

〔質疑 10:49 ～ 10:55〕

○窪野愛子委員長
担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○富田まゆみ委員

勉強不足で申し訳ありません。説明資料5番の手話通訳者派遣事業ですが、こちらは、手話通訳者が確保できなかったと書いてあるのですが、実際に現場で困ったということはなかったのですか。

●原田福祉課長

窓口業務を含めまして、業務的には支障なくできてはいますが、当然、当事者であります障がいのある方々にとっては、より充実した対応をとということで、常々要望が出されていますので、雇用して体制が充実できればと考えています。今回も、減額ではございますが、今後も雇用については応募する形をとらせていただきます。

○富田まゆみ委員

なんとかやりくりされたということなんですけれども、例えばタブレットとか使ってということをもさらに進めるということは、今のところ考えていませんか。

○窪野愛子委員長

今の質問は。

●原田福祉課長

また言ってください。

○勝川志保子委員

今の関連です。今後の見通しとしては、手話通訳者の雇用がなんとかなりそうだということとはなさそうですか。こないだも、この論議をしたと思うんですけども。

●荒木福祉課障がい者福祉係長

障がい者福祉係荒木と申します。専任手話通訳者の雇用につきましては、県内多くの自治体で雇用が難しい状況にあります。掛川市におきましても、現在、聴覚に障がいのある方が読まれる新聞があるんですけども、全国版の日本聴力新聞、県内版の聴障しずおかという新聞にも、募集広告を出しております。あと、ハローワークにも募集記事を出しておりますけれども、昨年度も出しました、今度も出しましたが、ただそれに対する応募は全くない状況です。我々は、非常勤職員、会計年度任用職員としての応募をかけているわけなんですけれども、関係者からの意見ですと、なかなか保障のない会計年度任用職員での募集は難しいのではないかとということがあって、関係団体からは、正規職員での募集をとということで要望を受けている状況にあります。以上です。

○勝川志保子委員

要望への要望。支援団体からの要望を受けて、課としての人事への要望を出していますか。来年度に向けてとか、今年の段階でとかというのは出していますか。

●原田福祉課長

当然、人事を担当する行政課の方とも要望団体と一緒にですね、こういう要望が出ているし、必要ということで説明はさせていただいています。そういうような、資格を持った方も

ぜひ応募してくださいねというところまでは、行ってはいるんですが、専任で枠取りしてというところまでは、行っていない状況でございます。

○勝川志保子委員

2ページの10番、放課後等デイサービスの754万6千円の部分ですが、これは、返還金の追加というのは、こないだ出ていた社会福祉協議会がやっている放課後等デイサービスの部分が減った分がそのまま返還されるような形になるのですか。

●荒木福祉課障がい者福祉係長

今回、10番に計上させていただいています放課後等デイサービスの返還金につきましては、国と県への負担金の返還ということで、社会福祉協議会に対する補助金とは全く別のものになります。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

第3款 民生費

〔長寿推進課、説明 10:55 ～ 10:57〕

〔質疑なし〕

○窪野愛子委員長

担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

第3款 民生費

〔国保年金課、説明 10:58 ～ 11:01〕

〔質疑なし〕

○窪野愛子委員長

担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

第3款 民生費

〔こども希望課、説明 11:02 ～ 11:06〕

〔質疑 11:06 ～ 11:09〕

○窪野愛子委員長

担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○富田まゆみ委員

予算説明資料19番の母子生活支援施設措置事業費の増額ですが、見込みより増えたということですが、何件くらいの実数が増えているのでしょうか。

●高柳こども希望課長

当初は、1件、2人、3か月分を計上しておりましたが、実績で1世帯がありましたので、その分を増やしました。

○勝川志保子委員

21番の延長保育の返還金が増えていますが、3月の保育園が休園になったことが影響して

いますか。

- 高柳こども希望課長
その影響もあります。

- 勝川志保子委員
この後の令和 2年度の前半の部分で、影響が出てくるということになりますよね。

- 高柳こども希望課長
休園もありましたので、減るかと思えます。 2月補正で計上したいと思えます。

- 藤原正光委員
予算資料19番の母子生活支援施設措置事業費。個人情報でなかなかお話できないよということも教えてもらったんですけども、これは、どのくらいの頻度で発生するか。なかなか予算付けをしなくて、発生した場合に補正していくよというお話を聞いたんですけども。

- 高柳こども希望課長
平成26年度に 1件あって、それからは、 0件でした。

- 窪野愛子委員長
質疑を終了します。

第10款 教育費
〔こども給食課、説明 11:09 ~ 11:10〕
〔質疑なし〕

- 窪野愛子委員長
担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

- 窪野愛子委員長
質疑を終了します。

第10款 教育費
〔図書館、説明 11:11 ~ 11:12〕
〔質疑 11:12 ~11:15〕

- 窪野愛子委員長
担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

- 勝川志保子委員
私ね、市役所の体温計の機器がダメなんです。背が足りなくて、こうやって、伸びをしないと自分の顔がそこに入らないんです。市役所は、大人が来るので、背伸びすればいいだけのことなだけけど。すごい幅が広いですよ、図書館。 1台だけ入ったときにね、やっぱり、小さい子から、お母さん、お父さん、大きい方まで全員が利用できるようにこの 1台の運用をうまくやらないと、あれって大人は座るとかね、子どもはたったまま検査ができるよとかって。なんかちょっと工夫がいるのかと思ったんだけど、その辺は大丈夫そうですか。

- 赤堀図書館長
図書館については、非常に幅広い年代の利用があります。年代が幅広くということでございます。本当に小さなお子さんについては、それほど必要ないという風には言われていますが、計測する場合には、付き添い者に抱き上げていただき、幼稚園や小学生など背の低い方には、手すりのついた2段ステップを用意して、個々に確認していただきます。また、背

の高い人は、少ししゃがんでいただくというような形で対応して参ります。

○藤原正光委員

AI体温検知システムを3カ所に設置ということですが、金額が高いと思いますが、メーカーはどのように選定していますか。

●赤堀図書館長

図書館については、株式会社ALSOKが防犯監視システム機器購入業者として、保守業務を締結しており信頼がおけること、機器の性能も高いことから、ALSOKの機器を想定しています。AI機能を搭載した自立スタンド型ですが、過去に比べて価格はかなり低下してきたと感じています。

○藤原正光委員

あまりよくわかってないですが、中東遠総合医療センターのように通るだけでカメラの機能でそのまま検温されていくイメージでよろしいですか。

●赤堀図書館長

デパートにあるような複数対応のものは非常に高額なものになります。今回のものは、自立型のスタンドの上にスマートフォンのようなものが付いているといった形で、一人ずつの測定となります。測定誤差が0.3度と精度が非常に高く、反応時間も0.2秒と早いです。図書館は多くの来館者が来られますので、測定時間、正確さを重視し、機器のスペックの想定をしました。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

〔討 議〕

○窪野愛子委員長

質疑が終わりました。委員間討議をお願いします。

○勝川志保子委員

PCR検査の件なんですけれど、年末年始にかけて不安なんですよ。今の質疑の中でも、27日から1月7日まではないよという話がありました。そのところを、3週間しかないわけだけれど、穴をあけてはいけないような気がするんです。なので、この補正はそのところがお休みになるというのが前提にしている補正なんだと思うんだけど、ちょっとなんていうか、文教として、そこに対しての対処というか、対応をね、本当にあの、これだとまずような気がする。27日から7日までの10日間以上も、PCR検査が掛川市独自にないよということだと、ちょっとこれはなんとか、そこを繋げられるような方策を探って、予算付けが必要であれば予算を付けて、市民にも周知していくっていうことが、大事な気がするんだけど、そこは、どうでしょうか。

○藤原正光委員

他市とか県の動きがわかっている方いますか。

○勝川志保子委員

私は聞いていません。

○寺田幸弘副委員長

勝川委員の意見に全くの同感ですけれども、やっぱり不安はある、残ると思います。そういう中で、大竹参与がお話になられたような形で、市民の方によく広報していただいて、こんな風な状況になったときに、こうしなさいよ、してくださいというような広報をしっかりとさせていただく。文教厚生委員会としても要望していく、そのことが大事なんじゃないかと思えます。

○勝川志保子委員

広報も大事だとは思いますが、それだけで10日間が大丈夫かなというのがあります。検査をやってくれるところがお休みということじゃないですか。そこ自体が、この緊急事態の時に、それだと困るだろうと、その部分ですよね。だから、国に対してなのか、県に対してなのか、そこら辺はわからないけれども、きちんとした公の施策として、PCR検査を滞りなくできるようなことを考えていただく。人員配置ですとか、開けられるような人員確保、平常の年末年始休暇ということでない体制をとらないと、この1、2週間でどうなっていくか分かれ目なのかなという風にみてます。年末年始は人の移動が多くなるので、どうしても何かの形で。

○寺田幸弘副委員長

それも含めて、文教厚生委員会としては、心配があるということで、話を進めて、正副委員長で話をしていくという形でいけばいいと思います。大変不安だと思います。その通りだと思います。

○窪野愛子委員長

以上で委員間討議を終了します。

〔討 論〕

○窪野愛子委員長

以上で討議を終結します。討論はありませんか。

○勝川志保子委員

人件費の部分。前回の条例改正の部分。期末手当削減に部分反対させていただいた。通ってしまっているわけなんですけれど。このまま、それを反映させた形で、人件費の削減が補正予算にのぼることには、賛成しかねます。他の部分の補正については、ほとんどが精算のための返還金ですので、コロナ対応とかをするための必要な経費が計上されているので、文教厚生委員会に付託された部分では、無いわけなんですけれど、最初に説明された人件費に係わる部分ですね、そこだけが引っかかっています。そこだけが、賛成できません。

○寺田幸弘副委員長

人件費については、賛成できないということなんですけれども。やはり、前回も申し上げたと思いますけれども、根本的な部分での反対ということですか。ただ、やはり代案がないといけませんし、そういう中で、心情はわかりますけれど、そういう形で人件費を削減していくという、人件費をカットしていくというのは、大きな流れであるし、そういう中でしかたのない、言い方はおかしいですが、飲まなくちゃいけない部分ではないかなとそんな風に考えるのですが。ですから、これについては、勝川委員の意見に反対ということになります。

○窪野愛子委員長

以上で討論を終了します。

〔採 決〕

議案第122号 令和2年度掛川市一般会計補正予算（第9号）について
賛成多数にて原案とおりの可決

〔 休憩 11:28～11:34 〕

②議案第123号 令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

〔国保年金課、説明 11:34 ～ 11:35〕
〔質疑なし〕

○窪野愛子委員長
担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○窪野愛子委員長
質疑を終了します。

〔討議なし〕

○窪野愛子委員長
質疑が終わりました。委員間討議をお願いします。

○窪野愛子委員長
以上で委員間討議を終了します。

〔討論なし〕

○窪野愛子委員長
以上で討議を終結します。討論はありませんか。

○窪野愛子委員長
以上で討論を終了します。

〔採 決〕

議案第123号 令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
全会一致にて原案とおり可決

③議案第124号 令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

〔国保年金課、説明 11:36 ～ 11:38〕
〔質疑 11:38 ～ 11:40〕

○窪野愛子委員長
担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○勝川志保子委員
システムの改修なんですけれど、どういった、今ちょっと何か控除額が下がるというあれですね。そういうことの部分ですか。他にも改修の内容がありますか。

●佐野国保年金課長
今回予定しておりますシステム改修は、地方税法の改正で基礎控除が33万円から43万円に変わることによりまして、保険料の計算をするときに、33万円を43万円に読み替える。その関係のシステム改修になります。

○窪野愛子委員長
質疑を終了します。

〔討議なし〕

○窪野愛子委員長
質疑が終わりました。委員間討議をお願いします。

○窪野愛子委員長
以上で委員間討議を終了します。

〔討論なし〕

○窪野愛子委員長
以上で討議を終結します。討論はありませんか。

○窪野愛子委員長
以上で討論を終了します。

〔採 決〕

議案第124号 令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

全会一致にて原案とおり可決

④議案第125号 令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

〔長寿推進課、説明 11:41 ～ 11:46〕
〔質疑 11:46 ～ 11:50〕

○窪野愛子委員長
担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○勝川志保子委員
1と2のところのシステム改修ですけど、これいったいどういう内容になるのか、もう少し詳しく教えてください。

●山田長寿推進課長

今回、システム改修が3つあります。それですね、申し訳ないですけども、136ページの4款国庫支出金、4目の総務費国庫補助金の説明欄を見ていただきたいと思います。こちらに書いてありますけれども、説明欄に3つ括弧があります。3つの改修が行われます。まず一番目の括弧のところ、101万2千円こちらについては、市役所の中で住民記録・介護・国保などいろいろな業務系のシステムがありまして、こちらの改修を行いました。そのうちの介護保険の部分について按分した部分が101万2千円。こちらは3分の2の補助が出るような形になります。2つ目の括弧のところ、740万円ですけども、こちらは制度改正に伴って介護報酬が改定される。これから改定の方が示されると思いますが、そちらのシステム改修にかかる補助金になります。3つ目の補助金356万4千円、こちらは介護認定システムの改修が制度改正で必要になるということで、2分の1の補助をいただく。従いまして、3つ目の356万4千円というのがNo.2の介護認定事務費の事業費にあたります。

○草賀章吉委員

今のシステムはどここの市町も全部このようにお金がかかりますよね。毎回なにかちょっとやると、システム改修費用ばかりかかって、いい餌になってしまっている感じがしてならないです。こういうのは国から補助があるからいいという話ではなくて、もう少しデジタル化で、上手なシステムにできないものですか。そういう業者がやたらに儲かるだけの話ではないですか。

●山田長寿推進課長

その都度、改修をして、今はNECにみていただいている訳ですが、今のところ市町ごとの事業になっています。それに対して今のところ動きはないです。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

〔討議なし〕

○窪野愛子委員長

質疑が終わりました。委員間討議をお願いします。

○窪野愛子委員長

以上で委員間討議を終了します。

〔討論なし〕

○窪野愛子委員長

以上で討議を終結します。討論はありませんか。

○窪野愛子委員長

以上で討論を終了します。

〔採 決〕

議案第125号 令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
全会一致にて原案とおりの可決

⑤議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ききょう荘）

〔長寿推進課、説明 11:52 ～ 11:53〕

〔質疑 11:53 ～ 12:02〕

○窪野愛子委員長

担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○勝川志保子委員

継続ということになると思うのですが、これはどういう形の指定になるのでしょうか。公募があったのかなど、その辺を確認させてください。

●山田長寿推進課長

非公募になります。

○草賀章吉委員

ききょう荘は、掛川社会福祉事業会が何年くらいやっていますか。

●山田長寿推進課長
平成11年からです。

○松本均委員

指定管理は良いですが、40年たっていてききょう荘自体が老朽化しています。将来的に、立て替えももちろんですけど、個室もできない、コロナ禍でいくらなんでもどうかなというのがあるものですから、エアコン設置というのは、わかりますが、今後計画を早期にしていかないと、もう40年ですからね。建物も何回か見ましたけれども、自分の親や自分が入るかわかりませんが、本当に入るのかという気になってしまいますので、建て直しも含めて早めに検討いただきたい。指定管理者が5年間持ってくれますので、その間には将来的なものをぜひ打ち出していきたい。ぜひともよろしくをお願いします。

●山田長寿推進課長

組合施設の小笠老人ホームとの集約化という提案がされていますので、それに則ってどうやって集約するかということ、組合施設を生かすのか、市単独を生かすのか。いろいろ検討しなければならないのですが、状況としては非常に厳しい状況にあると思います。居住環境を含めて。今後、集約化について、まず市内でのコンセンサスをとって、また議会の皆様にお諮りしたいと思っております。

○草賀章吉委員

今の話、この間の一般質問の中でも、ききょう荘と小笠老人ホームの話になっていたけれども、国の方の制度的にできるものはないのですか。

●山田長寿推進課長

3分の2の補助があります。ただ平米数で上限があって、単純に3分の2ではないということですよ。

○勝川志保子委員

指定管理の期間が5年間ですよ。この5年間については、本当にききょう荘このままでということになってしまうのかと思っております。そういうことではないですか。今後をどうしていくかという計画を早急に立てていかなければいけない分野だと思っております。そういうのとの兼ね合いでこの指定管理期間の5年間というのが、果たしてどうなのか。そこはこのままよ、よろしくね、という感じで今の状態を指定管理の方に任せてしまうのはどうなんだろうという気がします。

●山田長寿推進課長

これからすぐに協議を始めても、なかなか組合を持っている2市との調整もありますし、5年というのはなかなか厳しいのかなという感じがします。それとききょう荘という名前が残るかどうかということもあります。その辺は、研究しないと、なんとも即答はできません。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

〔討 議〕

○窪野愛子委員長

質疑が終わりました。委員間討議をお願いします。

○勝川志保子委員

非公募で、今までやっているところにやっていただけると言っていたということだと思います。昨年、見学に行ったときにも、施設長が自ら夏の暑いときに草刈りをしている状態。結構、人員的にも大変ですし、施設の的にも大変、入居者の皆さんもバリアフリーになっていない状態で大変で、あーという感じを受けました。早急に手をつけていくために、指

定管理が5年であるとか、そういうのがはたしてそれがいいのか疑問があったりしますが、詳しくわからないので、皆さんのご意見を聞かせてもらえたらと思います。

○寺田幸弘副委員長

逆に5年やっていただけるということが、ありがたいことという考え方をして、5年の間に考えていくということで、途中で短いスパンにしていけば逆に、また探さなくては行けないということあるものですから、そういう中で市当局や組合が考えながら、結論を出していくことが大事だと思います。

○草賀章吉委員

長い間ずっとこれ同じような話になっています。誰が真剣に取り組むのかということだと思います。本当にずっとこの話を聞いています。誰かの時に、しっかりと取り組んでいかないとずるずるべったりですよ。私が議員になってから、ずっとこんな話が出ていますので、この辺をぜひお願いしたいと思います。

○窪野愛子委員長

以上で委員間討議を終了します。

〔討論なし〕

○窪野愛子委員長

以上で討議を終結します。討論はありませんか。

○窪野愛子委員長

以上で討論を終了します。

〔採 決〕

議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ききょう荘）
全会一致にて原案とおりの可決

⑥議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市老人福祉センター）

〔長寿推進課、説明 12:03 ～ 12:04〕

〔質疑 12:04 ～ 12:16〕

○窪野愛子委員長

担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○勝川志保子委員

議案質疑の中でも、いろいろ取り交わされた内容になると思いますが、そもそも今までここを運営していた社会福祉協議会が手を挙げなくなった要因というか、社会福祉協議会の勝手と言えばあれなんです、社会福祉協議会ってそういうものでもないだろうな、完全な民間とは違うと思います。そこの説明、他の一般業者に指定管理を任せると、社会福祉協議会に任せるとはまるで違うと思います。私たちの安心感だったり、市民の安心感だったり、質の担保の担保に関わる部分であったり、全然違うと思っているので、大きな変更だなというふうに感じています。なぜ社会福祉協議会が手を挙げなかったのかという経緯をわかる範囲で。

●山田長寿推進課長

先ほど議案質疑で企画政策部長から話があったのですが、社会福祉協議会内部の組織的な事情で、今回、手を挙げられないという結果になったということで、それ以上詳しくは把握していません。

○草賀章吉委員

今までは社会福祉協議会へ丸投げしていました。学童保育所や訪問介護などいろいろ、何か新しくやろうとすると、全部社会福祉協議会に丸投げをしてきたのが、まだ残っていると、だからあそこでは、それだけの施設を預かってするほどの能力があるとは思っていません。今回はよかったなと思いました。何でもかんでも社会福祉協議会というのはやめて、それなりに専門でやっているのであれば、小菊荘も指定管理をやっているというところなので、私は絶対いいと思います。社会福祉協議会の事情はあの程度しか出なかつたけれども、社会福祉協議会の事情がわかればわかるほど、これは当然だと私は思います。

○勝川志保子委員

1者しかなくて公募はなくて、そこに決めた経緯なんですけど、中部ビル保善のホームページも見せていただいて、先ほども小菊荘やいろいろな公園だとかスポーツセンターをやっているということですが、ホームページの公共施設の管理運営というところを見ていくと、やっぱり建物の管理部門をしっかりやっていくということやコストの削減を提案するコストパフォーマンスの部分は出していますが、福祉施策に対してどんなノウハウを蓄積しているのかは出てきませんでした。公募の中で、管理運営ができればいいという施設とは趣が異なるところではないかなと思っています。すべてが基準以上で能力を備えているということだったんですが、会社の中で老人福祉に関して、どんな蓄積を持っていらっしゃるか。

●山田長寿推進課長

施設管理については公共施設含めて、かなりの数の施設を請け負ってしまっていて、そういった部分については安心してお願いできるというような形だと思っています。来館者への対応の部分ですが、こちらも小菊荘や浜松市の春野福祉センター、こういったところもやっておりますので、おそらく長けているようなところがあるのではないかと考えています。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

〔討 議〕

○窪野愛子委員長

質疑が終わりました。委員間討議をお願いします。

○勝川志保子委員

指定管理というのを、やっていい部署とそれを安易に民間企業に投げていってしまつては行けない部署とあるような気がします。なぜかというところ、儲からない部分、コストの部分ではなくて本当に福祉、教育、保育、介護といった儲からない、なかなかお金にできないような、お金が儲かるためには人件費の削減とかをしないといけない、人件費部分が非常に大きくて、そこにシフトしないとコストの削減にいかないのに、指定管理制度というのが、コストの削減を第一の目的にしてしまうという制度ですので、こういう民間業者に任せていくことで、質と専門性が担保しきれぬのか疑問です。

○松本均委員

行政がやるのが普通と言えば普通かもしれませんが、何から何まで全部やることはとてもできません。専門的な業者に任せるといふこと、社会福祉協議会に全部任せればいいということから、だんだん専門的な業者に任せて、いろいろところで実績があつてといふところに任せてシフトしていかないと、全部の要望に市が応えるといふのは不可能だと思います。どこかで違うサービスが生まれてきて、またやっていると、そういうことになるとうかかと私は思います。この議案第143号は指定についてということですので、細かいことは個人的に窓口に行ってお話していただきたい思います。ある程度、各部署の方々に信用していた

だかないと、1者しかなくてだめだと言ったら、誰がやるのかという話になってしまいますので、その辺も加味して採決していただいた方がいいと思います。だめなので部長、課長行って山王荘やってくれというわけにはいかないわけですので、社会福祉協議会が人件費だったり、人材の不足もあるでしょうし、まだ余裕がある専門のところにやっていただくのは、正解だと思います。

○窪野愛子委員長

以上で委員間討議を終了します。

〔討 論〕

○窪野愛子委員長

以上で討議を終結します。討論はありませんか。

○勝川志保子委員

先ほどの討論じゃない、討議で言ったように、こういう指定管理には賛成できません。福祉施設は本来、公営であるべき、直営であるべき性格を持っているものであって、いろいろなホームページなど見せていただいても、福祉に関しての高い志を持って、ここを運営していくというのをお任せすることはいかがなものかというふうに思います。

○寺田幸弘副委員長

先ほど松本委員がおっしゃられたとおりだと思います。市がやらなくてはいけない部分じゃないかという、民間に任せていい部分と任せてはいけない部分があるということはよくわかりますけれども、ここについては社会福祉協議会が困っているという部分の中で、他の人にやっていただけないかという中で、手を挙げていただいたということです。指定管理のあり方についてはいろいろあるかと思いますが、これについては勝川委員の意見に対しては反対です。

○窪野愛子委員長

以上で討論を終わります。

〔採 決〕

議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市老人福祉センター）
賛成多数にて原案とおり可決

⑦議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市児童館）

〔こども希望課、説明 12:16～12:17〕

〔質疑 12:17～11:20〕

○窪野愛子委員長

担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

○藤原正光委員

議案第144号に大須賀児童館が入っているのですが、所管部が違うのはしょうがないですが、賛成多数で可決された議案第143号の大須賀老人福祉センターの指定管理者、できれば同じ指定管理者でやってもらった方が施設上いいのかなと思っていましたが、その辺なにか取り組まれたことはありますか。

●大石こども政策課長

公募の方で、募集要項の中に、今回、指定管理者候補者になっている事業者から、大須賀

の老人福祉センター、児童館の申請をいただいています。

○藤原正光委員

要項にも施設上、そういうことも加味してくれと書いてあったような気がしたのですが。

●大石こども政策課長

再募集の説明会で、老人福祉センターと児童館の説明を合同で行いまして、募集に配慮した経過がございます。

○勝川志保子委員

さきほどの議案質疑の中でも、社会福祉協議会が受けない理由の中に人材の部分が厳しいと、人材確保が厳しいと言うことを言っていたと思う。先ほどの議案第 143号に比べても専門性が、非常に保育士の資格であったり、人がいればいいというものではないというか、児童館自体が、サービス業ではないですよ。本当に子どもの発達支援をするところで、親の子育て支援もする、子育て支援センターの役割も兼ねているわけですから、すごく高い専門性が必要になると思うんだけど、その人材を社会福祉協議会以上に、中部ビル保善株式会社が持っているという風にプロポーザルの中で判断されたということですか。

●大石こども政策課長

募集要項の中で専門性の必要な児童の遊びを指導する者が 1名と、それ以外の者 1名で、児童館は常時 2名の配置が必要ということになっております。本会議の中でも、資格については、保育士、社会福祉士、幼稚園、小学校の教諭ということで説明させていただいたんですが、中部ビル保善株式会社の中で、従業員が 470名程おります。その中に有資格者の方もおりますし、現在、新城市の方で小学生の学びの場の実績があったりとか、一時預かりをやっていたり、そういったことをやっていたらしゃいますので、もし有資格の方が不足をすれば配置転換してでも、事業を進めていきたいということで伺っております。

○寺田幸弘副委員長

先ほど、議場での話の中で、継続と言いますか、もともといた職員についてはということがありましたが、見込みとしては何かわかっていることはありますか。

●大石こども政策課長

議案の議決後に、新旧指定管理者と打ち合わせをします。

○窪野愛子委員長

質疑を終了します。

〔討 議〕

○窪野愛子委員長

質疑が終わりました。委員間討議をお願いします。

○勝川志保子委員

児童館は、合併する前は、大東町も大須賀町も町の直営でやっていました。それが市となったときに、社協へという形になっているはず。児童館自体は、0歳から18歳の子どもの長い育ちをきちんと長期的に保障していくための施設でもある。地元にもきちんと根付いて、その子どもを知っている保育士であったり、補助員であったり、親との関係もつくりながら、子育てを支えていくという使命を持っているところだと思うので、直営に戻して欲しいくらい。公営に戻すべきと思うくらい。民間のところは、指定管理を出していくことに反対です。

○寺田幸弘副委員長

先ほどと同じような話で、繰り返しになりますけれども、社会福祉協議会から公営に戻してほしいという話ですけれども、なかなか戻すことはできないわけで、民間から手をあげて

いただいたというわけで、それにかけて当局としっかり打ち合わせをしながら、良い形で進めていければと思います。

○富田まゆみ委員

子育て支援センターの役割もするというので、勝川委員は心配されています。私は、大東児童館へずっと子どもを連れて行ってしまっていて、大東町ときには、保育士の方が2人いて、事務の人も1人いて、恵まれた環境だったんですけども。平成二十何年を過ぎてから、どんどん、社会福祉協議会がやっても人員が減ってきていて、保育士が1人と、事務の人が1人の2人体制でした。ときどき、今行くと1人しかいないときも結構あります。本当に今、社会福祉協議会の人員がいなくて、大変だなというのは感じておりますので、寺田委員がおっしゃったように、当局ともよく、密接に、中部ビル保善株式会社の方が連絡を取り合って、子育てにも特化して進めてもらえればと私は感じました。

○窪野愛子委員長

以上で委員間討議を終了します。

〔討 論〕

○窪野愛子委員長

以上で討議を終結します。討論はありませんか。

○勝川志保子委員

やはり、児童館というものは、子どもの発達をきちんと支えきるという意味で、非常に公的な役割が強い施設だと思います。民間への指定管理というのは、もともと私は、そぐわないう施設ではないかと思っています。単なる部屋を貸し出すというような事業とは一線を画して、公が本当にしっかりと責任を取るためには、指定管理制度に頼らないで、他の道を探るべきであって、今回の指定管理者の指定については、反対です。

○寺田幸弘副委員長

長い歴史の中で、このような形になってきたわけですが、勝川委員のおっしゃることは、信念としてはよくわかるわけですが、そういった根底にあるものを、子ども達を育てていく、あるいは保護者との接点等、そういったものをしっかりと守りながら、そういった理念を持ちながら進めていただくと。先ほど申し上げましたとおり、当局と指定管理者との話し合いをしっかりと進めていただいて、勝川委員のおっしゃられているような懸念を払拭していただく。そんな風な方向で進めていただければという思いでいます。以上です。

○窪野愛子委員長

以上で討論を終わります。

〔採 決〕

議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市児童館）
賛成多数にて原案とおりの可決

3) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 4項目

閉会中継続調査申し出事項 4項目で了承

4) その他 なし

○寺田幸弘副委員長
以上で委員会を終了します。

5) 閉会 午後 0時25分